

静 情 審 第 18 号
令和 5 年 12 月 27 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 下 田 明 宏

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 3 月 29 日付け総教私第 371 号-4 による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

特定の学校法人の役員の名簿が記載された名簿の部分開示決定に対する審査請求（諮問第 230 号）

|

1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年10月5日付け総教私第371号で行った公文書部分開示決定処分は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、令和2年9月24日付けで、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、別記1に掲げる公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、別記2の文書1及び文書2を本件開示請求の対象となる文書として特定し、令和2年10月5日付け総教私第371号をもって、その一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年12月11日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和2年12月12日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、理事長以外の理事及び監事の氏名及び住所並びに評議員の氏名（以下「本件役員氏名等」という。）の開示を求めるといふものである。

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）に定める役員等名簿の開示義務等
学校法人は、私立学校法第47条第1項により、理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した役員等名簿を作成する義務があり、本件役員氏名等は、これに含まれる情報である。

私立学校法は、役員の職務及び責任の明確化や情報公開の充実を目的とする改正がなされ、本件開示請求は、この改正私立学校法（以下、審査請求人の主張において「改正法」という。）の施行（令和2年4月1日）後に行われたものである。

改正法により、学校法人は、役員等名簿を作成し（第47条第1項）、請求があった場合には正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供しなければならないこととなった（同第2項）。これは、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、役員等名簿について、開示請求者を利害関係人に限定することなく、何人に対しても原則開示することを義務付けたものである。

もっとも、改正法第47条第2項は「正当な理由がある場合」には開示義務

を免れるとしているが、この「正当な理由」とは、「例えば、休日や業務時間外の請求、また業務を遅滞させることを目的とする請求など、明らかに不法または不当な目的である場合」や「公開すべきでない個人情報が含まれる場合」とされている（平成31年4月10日（水）衆議院文部科学委員会白間私学部長答弁）。つまり開示を拒めるのは、改正の目的である「公共性の高い法人としての説明責任を果たす」こととはかけ離れた特異な場合に限られており、役員等名簿は通常、何人であっても閲覧可能といえることができる。改正法が、正当な理由なく役員等名簿の閲覧を拒んだ場合には、学校法人の理事らに対し20万円以下の過料に処するとする第66条第7号を新設したことからも、なおさらそのようにいえる。

また、改正法は役員職務及び責任の明確化等に関する規定を整備し、役員第三者に対する損害賠償責任（第44条の3）及び役員連帯責任（第44条の4）について定めた。しかし、学校法人の登記には理事長以外の役員氏名及び住所は掲載されていないため、第三者が理事長以外の役員を特定し、これを被告として損害賠償請求を提起することは、ほぼ不可能である。今般これを可能にしたのが、改正法第47条第2項に基づく役員等名簿の閲覧請求である。したがって、同項による閲覧請求を拒める場合というのは、ごく限定されてしかるべきであり、改正法が新設した役員（理事及び監事）の第三者に対する損害賠償責任の実効性を確保するためにも、役員等名簿のうち、本件役員氏名等の部分は、通常、何人であっても閲覧可能といえるべきである。

なお、文部科学大臣所轄の学校法人については、改正法第63条の2第3号により、一步進んで役員等名簿の公表義務も新設された。本件の学校法人をはじめ都道府県知事所轄学校法人には同号の適用はないものの、「各学校法人においては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等それぞれの実情に応じ、学内広報やホームページ等を通じた公表を行うなど、積極的な対応が期待される」とされている。これに鑑みると、都道府県知事所轄学校法人においては、改正法第47条第2項の請求があれば積極的に役員等名簿の開示に応じるべきものといえる。

(2) 条例第7条第2号ただし書アの該当性

役員等名簿については学校法人が罰則を伴う開示義務を負っており（改正法第47条第2項、第66条第7号）、これに加え、役員第三者に対する損害賠償責任（同第44条の3、第44条の4）の実効性確保、文部科学大臣所轄学校法人における役員等名簿の公表義務（同第63条の2第3号）に鑑みると、本件役員氏名等は、通常、何人であっても閲覧可能であることが明らかであり、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報と評価することができる。仮に、現にそのような状態におかれている情報とまではいえなくても、少なくとも、将来、公にすることが予定されている情報または公にする時期について具体的な計画がない場合であっても、その情報の性質から通例として公表されるものといえる。

本件役員氏名等が条例第7条第2号に該当することは認めるが、本件役員氏名等は、学校法人の公共性等に鑑み、個人情報であっても、法令等の規定

により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている公領域情報（同号ただし書ア）に該当し例外的に開示すべきである。

したがって、本件役員氏名等を非開示としたことは、条例第7条第2号ただし書アに反し、違法・不当であることが明らかである。

なお、改正法第47条第3項は、学校法人が同第2項による役員等名簿を開示する際に個人の住所の記載は除外できることとしており、これを考慮するとしても、少なくとも本件役員の氏名を非開示としたことは条例第7条第2号ただし書アに反し、違法・不当と言わざるを得ない。

(3) 条例第7条第6号該当性

審査請求人は本件開示請求において、私立学校実態調査（以下「実態調査」という。）に係る文書の開示を求めたことはなく、本件対象公文書が実態調査に係る文書か否かは不明である。仮にこれらが実態調査に係る文書であるとしても、審査請求人が当該学校法人の役員および評議員の氏名等の「情報」の開示を求めたところ、これらが記載されていたものが当該文書であったにすぎない。

仮に本件対象公文書が学校法人の任意の協力の下に取得した文書であるとしても、ここに記載された学校法人の役員の氏名及び住所並びに評議員の氏名は、以下の理由から条例第7条第6号の非開示情報には該当しない。

条例解釈及び運用の基準（平成13年3月30日制定）によれば、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは、「適正とは公にすることによる支障だけでなく、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。」とされている。

学校法人の役員の氏名及び住所並びに評議員の氏名の開示については、私立学校法第47条第2項の規定により学校法人が原則として何人に対しても負っている義務であり、実施機関に任意に提供した情報が第三者に開示されたとしても、本来、私立学校法上の義務として甘受すべきものである。

実施機関の主張は、仮定に仮定を重ね、単なる抽象的なおそれを述べているにすぎず、今後の学校法人の指導監督等の事務の適正な遂行に支障を及ぼす法的保護に値する程度の蓋然性は認められない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象公文書の性質及び内容

本件請求対象公文書は、本県独自に実施している実態調査の際に、特定の学校法人から実施機関に提出されたもののうち、令和2年度に実施した実態調査に係るものである。

なお、私立学校法第47条の規定に基づき、学校法人に作成義務のある役員等名簿については、所轄庁への提出義務は課されておらず、実施機関が役員等

名簿を保有する仕組みとはなっていない。

(2) 実態調査について

実態調査とは、静岡県私立専修学校及び私立各種学校実態調査要領（以下「実態調査要領」という。）に基づき、私立専修学校及び私立専修学校を設置する学校法人を対象として実施する調査であって、私立専修学校等の運営の状況を的確に把握し、もって健全な学校運営の確保、教育環境の向上及び保護者の経済的負担の軽減その他統計調査等に資することを目的としたものである。

(3) 文書 1 について

実態調査要領に基づく提出書類の一つで、様式 1（私立学校実態調査（学校法人））に記載された役員に関して、個々の役員ごとに、①役職名、②氏名（フリガナ）、③生年月日、④選任区分、⑤任期、⑥住所、⑦親族等（三親等内の親族関係及び親族以外の特殊関係人）、⑧職業、⑨前年度役員報酬額、⑩他の学校法人及び他の団体の役員等を兼ねている場合の法人等の名称が記載されている。

本件決定における非開示情報は、各役員②（理事長を除く。）、③、⑥（理事長を除く。）及び⑦から⑩までに係る情報であり、このうち、審査請求人が開示を求めているのは、②及び⑥（いずれも理事長を除く。）である。

(4) 文書 2 について

文書 1 と同様、実態調査要領に基づく提出書類の一つで、様式 1（私立学校実態調査（学校法人））に記載された評議員に関して、個々の評議員ごとに、①選任区分、②氏名（フリガナ）、③生年月日、④任期、⑤親族等（三親等内の親族関係及び親族以外の特殊関係人）、⑥職業、⑦他の学校法人及び他の団体の役員等を兼ねている場合の法人等の名称が記載されている。

本件決定における非開示情報は、各評議員②、③及び⑤から⑦までに係る情報であり、このうち、審査請求人が開示を求めているのは、②である。

(5) 非開示とした具体的な理由について

特定の学校法人の役員②の氏名及び住所並びに評議員②の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第 7 条第 2 号本文の「個人に関する情報」に該当するが、理事長の氏名及び住所については、組合登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 2 条の規定により法人登記事項とされ、法令等の規定により何人も閲覧することができる情報であることから、同号ただし書アに該当するものとして開示した。

また、条例第 8 条の規定に基づく部分開示についても検討し、文書 1 については、特定の個人を識別できる部分（②、③、⑥及び⑦から⑩まで）を除き、①、④及び⑤に記載された部分については公にすることにより役員個人の権利利益を侵害するおそれがないものと判断し開示した。同様に、文書 2 についても、特定の個人を識別できる部分（②、③及び⑤から⑦まで）を除いた上で、①及び④に記載された部分については公にすることにより評議員個人の権利利益を侵害するおそれがないものと判断して開示した。

この点、審査請求人は、上記 3 (2) で述べているように、本件役員氏名等は、私立学校法の規定により、通常、何人であっても閲覧可能であることが明らか

であり、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報又は公にすることが予定されている情報、その情報の性質から通例として公表されるものといえるため、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきであると主張する。

しかしながら、条例に基づく公文書開示請求権は何人にも認められており、公文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かは、本人であるとか利害関係人であるとかといった開示請求者の属性、請求理由、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によって判断するものである。

私立学校法第47条の定めは、学校法人は、役員等名簿の閲覧請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供しなければならないとされており、正当な理由があるかどうかは、個別具体の事例に応じ、各学校法人が判断するものである。

したがって、要件が限定されているとはいえ個別具体の閲覧請求に応じて学校法人に閲覧を拒否する余地が認められていることを踏まえると、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまではいえず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

また、役員等名簿の閲覧義務に関する令和元年の私立学校法の改正は、役員損害賠償義務に関する規定の創設と同様、役員第三者に対する損害賠償責任の実効性を確保することを目的の一つとしたものであり、学校法人の諮問機関の構成員に過ぎない評議員の氏名及び住所について、法令上の義務の有無にかかわらず積極的に公表すべきだとする根拠たり得ない。

さらに、令和元年度の私立学校法の改正に係る経緯を踏まえても、審査請求人の主張は妥当ではない。すなわち、「学校法人制度の改善方策について」（大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 学校法人制度改善検討小委員会平成31年1月7日とりまとめ）14頁では、「公益財団法人制度や社会福祉法人制度において、一般市民を対象に閲覧対象となっている寄附行為、役員等名簿については、私立学校法上、公開を進めるべき」とされながらも、「高等学校以下の学校のみを設置する都道府県知事所轄法人については、中小規模の法人が多く、地域的に限られた運営を行っており、また、私学助成などを通じて各都道府県における独自の監督を行っており、財政状況等について広く全国を対象に公表することを義務付けることには慎重であるべきである。」とされ、結果として、私立学校法では、文部科学大臣所轄法人にのみ公表が義務付けられたのである。

本県所轄法人の規模についてみると、県内のみならず学校（幼稚園含む。）を設置し、地域的に限られた運営を行う学校法人も多く、また、学校法人のガバナンスの確保の点についても、私学助成や実態調査等の本県独自の取組を通じて指導監督を行っており、都道府県所轄法人に対して役員等名簿の公表義務を課すべきかどうかを検討する際に考慮された事情が実際にも認められるところである。

最後に、本件対象公文書は、私立専修学校等の運営の状況を的確に把握し、

もって健全な学校運営の確保、教育環境の向上及び保護者の経済的負担の軽減その他の統計調査等に資することを目的とした実態調査に際して取得したものであるが、実態調査に際しては、学校法人の任意の協力の下に、本件対象公文書以外にも学校法人及び当該法人が設置する学校の情報を求めているところである。そのような学校法人の任意の協力の下に取得した文書であるにもかかわらず、これを開示することになれば、学校法人との信頼関係を損ない、実態調査の実施に当たって協力を得られないことで必要な情報を得られず、正確な私立専修学校等の運営の状況の把握が困難となるなど、今後の学校法人の指導監督等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号にも該当すると考えられる。

5 審査会の判断

(1) 本件請求対象公文書について

本件請求対象公文書は、実態調査要領に基づき、実施機関が令和2年度に特定の学校法人に対して実施した実態調査に際し、当該学校法人から提出された文書であり、当該学校法人の役員及び評議員の氏名及び生年月日のほか、調査要領に定める事項が記載されている。

実施機関は、文書1のうち、役員の氏名（フリガナ）、生年月日、住所、親族等（三親等内の親族関係及び親族以外の特殊関係人）、職業、前年度役員報酬額、他の学校法人及び他の団体の役員等を兼ねている場合の法人等の名称の部分、文書2のうち、評議員の氏名（フリガナ）、生年月日、親族等（三親等内の親族関係及び親族以外の特殊関係人）、職業、他の学校法人及び他の団体の役員等を兼ねている場合の法人等の名称の部分について、条例第7条第2号に該当するとして非開示としている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、本件決定において非開示とされたもののうち、理事長を除く理事及び監事の氏名及び住所並びに評議員の氏名（以下「本件非開示情報」という。）は、私立学校法において学校法人に作成及び閲覧が義務付けられている役員等名簿に包含される情報であり、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報と評価することができるとして、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきと主張する。

これに対し、実施機関は、私立学校法に定める役員等名簿の閲覧については、学校法人に閲覧を拒否する余地が認められており、また、都道府県知事所轄の学校法人については、役員等名簿の公表は義務付けられていないことから、本件非開示情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまではいえず、条例第7条第2号ただし書アには該当しないと主張していることから、以下、本件非開示情報を中心に条例第7条第2号該当性について検討する。

(3) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができ

るもの等を非開示情報とする個人識別型の規定を採用している。一方で、特定の個人を識別できるものであっても、個人の権利利益を侵害せずに非開示とする必要のないもの等については、ただし書アからウにより例外的に非開示情報から除いている。

イ 条例第7条第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を非開示情報から除外している。具体的には、条例解釈及び運用の基準において、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報がこれに当たり、利害関係人等に限って入手できる情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まないものとされている。

(4) 条例第7条第2号本文の該当性について

本件非開示情報を含む実施機関が非開示とした情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるから、条例第7条第2号本文に該当する。

(5) 条例第7条第2号ただし書アの該当性について

ア 役員の名及び住所について

(ア) 組合登記令の規定

組合登記令第2条第2項第4号の規定により、学校法人が登記すべき事項は「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」とされている。

学校法人における役員については、私立学校法第37条において「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する」こととされ、「理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表」とされている。この点、実施機関に確認したところ、本件開示請求の対象となった特定の学校法人は、理事長のみが代表権を有し、理事長以外の理事は代表権を有していないとのことであった。

商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項の規定により、何人も登記事項証明書の交付を請求することができるのであるから、当該学校法人の理事長の氏名及び住所は、法令等の規定により公にされている情報であり、本件決定において開示されている。

したがって、本件非開示情報のうち、理事及び監事の氏名及び住所は、登記事項ではなく、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

(イ) 私立学校法の規定

私立学校法第47条第1項により、学校法人は、理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した役員等名簿を作成することが義務付けられていることから、審査請求人が主張するとおり、本件非開示情報は役員等名簿に包含される情報であると認められる。

学校法人が作成した役員等名簿は、私立学校法第47条第2項の規定により、利害関係人に限らず、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこととされている。

この閲覧の請求を拒否することができる「正当な理由がある場合」に

該当するか否かは、個別の事例に応じ、各学校法人において適切に判断すべきものとされている。

したがって、学校法人において役員等名簿の閲覧の請求を拒否する余地がある以上、本件非開示情報のうち、理事及び監事の氏名及び住所は、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報とは認められず、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

なお、審査請求人は、私立学校法第47条第3項の規定により、役員名簿の閲覧にあたっては、個人の住所に係る記載の部分を除くことができるとされていることを考慮しても、少なくとも役員の名については開示すべき旨主張するが、仮に、個人の住所に係る記載を除いたとしても、役員等名簿の閲覧の請求については、学校法人において閲覧を拒否するか否かを判断すべきものとされている以上、上記判断に変わりはない。

(ウ) 役員等名簿の公表義務

審査請求人は、令和元年度の私立学校法の改正において、文部科学大臣所轄の学校法人については、個人の住所に関する記載の部分を除き、役員等名簿の公表が義務付けられたこと、また、同法の改正に際し、令和元年7月に文部科学省から、都道府県知事所轄の学校法人においても、それぞれの実情に応じ、ホームページ等を通じた公表を行うなど積極的な対応が期待される旨が通知されていることを踏まえ、都道府県知事所轄学校法人においても、私立学校法第47条第2項の請求があれば積極的に役員等名簿の開示に応じるべきものであるから、本件非開示情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべき旨主張する。

しかし、都道府県知事所轄の学校法人については、役員等名簿の公表は義務付けられておらず、役員等名簿又はその一部の情報を公表している都道府県知事所轄の学校法人があるとしても、個別の事例にとどまるものと考えられ、本件非開示情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまではいえない。

イ 評議員の氏名について

学校法人における評議員は、学校法人の運営に関する諮問機関である評議委員会の構成員であり、私立学校法上、選任が義務付けられているものであるが、評議員の氏名は登記情報ではない。

また、評議員の氏名は、私立学校法に定める役員等名簿に包含される情報であるから、上記(5)ア(イ)及び(ウ)において判断したとおり、法令等の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

ウ その他の情報について

本件非開示情報以外に実施機関が非開示とした情報は、登記情報でも私立学校法に定める役員等名簿に包含される情報でもなく、他にこれを公にすることについての法令等の規定又は慣行は見当たらない。

(6) 結論

本件非開示情報を含む実施機関が非開示とした情報は、法令等の規定又は慣行等により公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、同号ただし書イ又はウに該当する事情も認められないことから、条例第7条各号に掲げる非開示情報のうち、第2号に該当する。

(7) 条例第7条第2号以外の非開示情報該当性について

ア 実施機関は、本件非開示情報について、条例第7条第6号にも該当すると主張しているが、上記のとおり、本件非開示情報は、条例第7条第2号に該当することから、条例第7条第6号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

イ 当審査会の審議において、本件非開示情報は、これを開示すれば、役員等名簿の閲覧請求への応否及び閲覧範囲を決定する学校法人の私立学校法上の権限を侵害するおそれが生じることから、条例第7条第3号アに該当するとの意見があった。

しかしながら、当審査会としては、上記のとおり条例第7条第2号について検討して結論を得られたことから、非開示の根拠としては条例第7条第2号によることとした。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1 開示請求の内容

「特定の学校法人の役員等（理事・監事・評議員）の氏名が一覧で記載されている資料（直近のもの）」

別記 2 請求の対象となる公文書（請求対象公文書）

文書 1	特定の学校法人の役員名簿（令和 2 年度私立学校実態調査様式 1 の付表の 1）
文書 2	特定の学校法人の評議員名簿（令和 2 年度私立学校実態調査様式 1 の付表の 2）

別記 3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和 3 年 3 月 30 日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和 4 年 2 月 28 日	審議	第 356 回
令和 4 年 3 月 25 日	審議	第 357 回
令和 4 年 4 月 28 日	審議	第 358 回
令和 4 年 8 月 31 日	審議	第 361 回
令和 4 年 9 月 29 日	審議	第 362 回
令和 4 年 10 月 27 日	審議	第 363 回
令和 4 年 11 月 29 日	審議	第 364 回
令和 4 年 12 月 27 日	審議	第 365 回
令和 5 年 1 月 31 日	審議	第 366 回
令和 5 年 2 月 27 日	審議	第 367 回
令和 5 年 4 月 28 日	審議	第 369 回
令和 5 年 6 月 29 日	審議	第 371 回
令和 5 年 12 月 18 日	審議	第 373 回
令和 5 年 12 月 27 日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
大 原 和 彦	弁護士	第 356 回～第 358 回、第 362 回、第 364 回、第 366 回～第 367 回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	第 356 回～第 358 回、第 361 回～第 362 回、第 364 回、第 366 回～第 367 回、第 369 回、第 371 回、第 373 回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部教授	第 356 回～第 358 回、第 361 回、第 363 回～第 367 回、第 369 回、第 371 回
久保田 誠実	弁護士	第 373 回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部特任教授	第 373 回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部教授	第 356 回～第 358 回、第 362 回～第 365 回、第 367 回、第 371 回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第 356 回～第 358 回、第 361 回～第 367 回、第 369 回、第 371 回、第 373 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 356 回～第 358 回、第 361 回～第 367 回、第 369 回、第 371 回
森 下 文 雄	弁護士	第 373 回